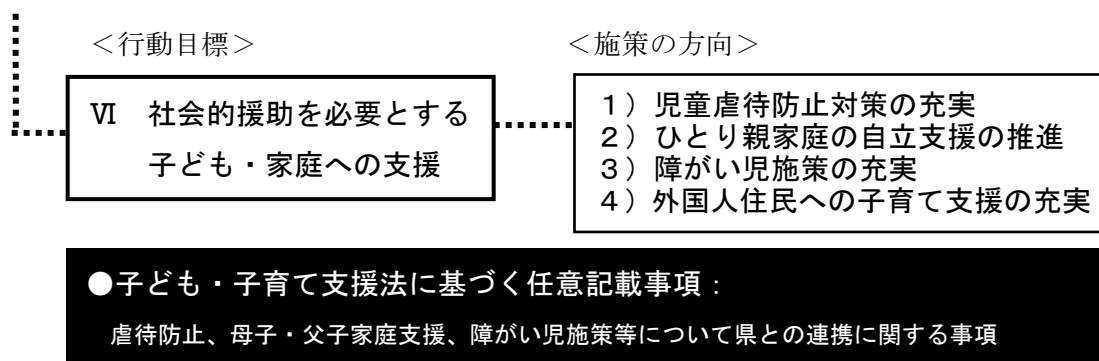


療育・発達支援に関する施策のあり方（障がい児保育の充実も含む）

◆子ども・子育て支援事業計画の施策体系



< 論 点 >

- ・ライフステージに応じた療育・発達支援体制を、どう強化するか。
- ・身近な地域で、早期発見、早期支援を達成する取り組みを、どう考えるか。

(1) 施策の方向について

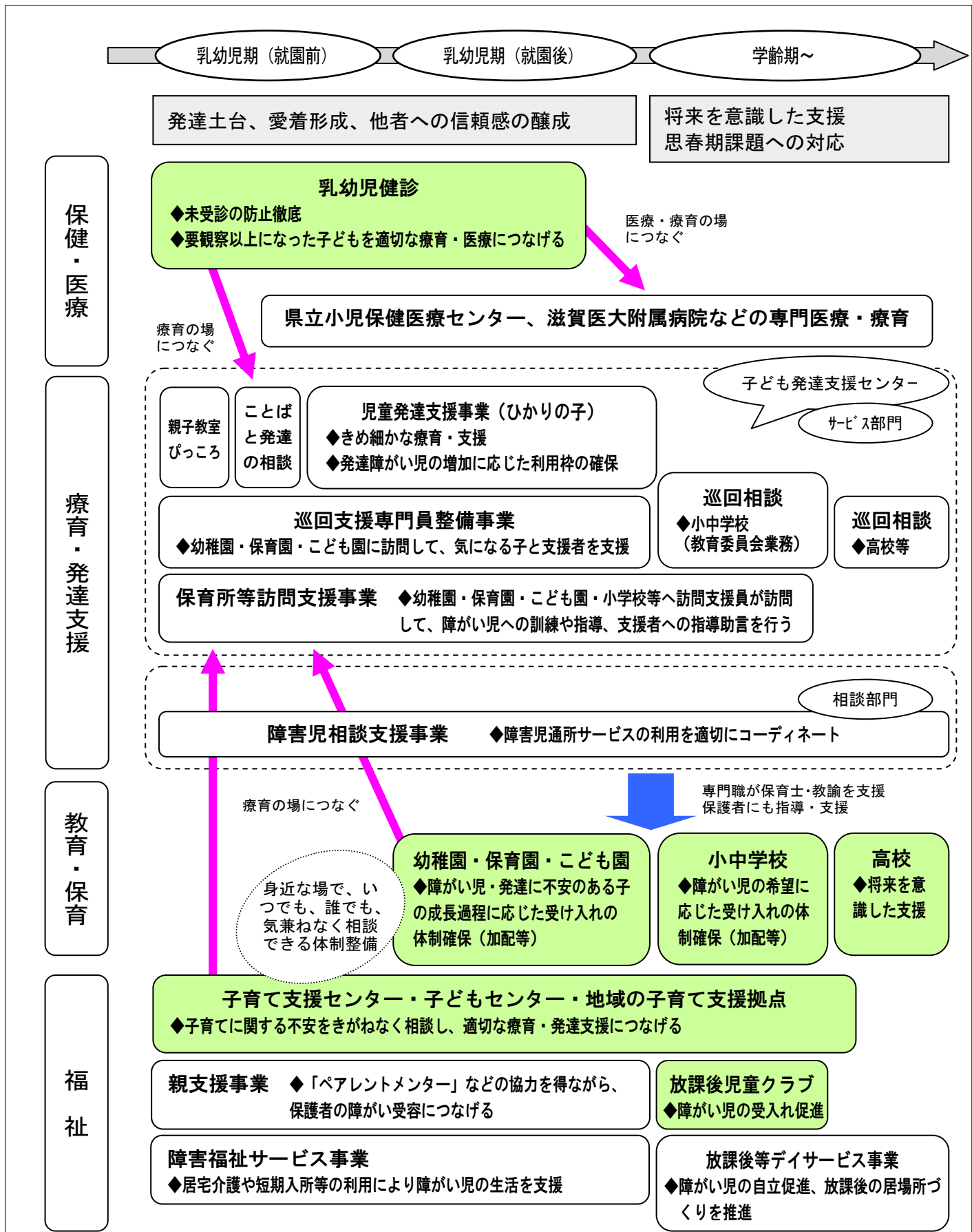
障がいの有無によって分断された支援ではなく、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、身近な地域の支えあいにおける支援と理解が深まるように取り組みます。

また、障がいのある子どもとその家族に対しては、一人ひとりの障がいや発達の状況に応じて支援ができるよう、関係機関の連携のもと、乳児期から学齢期の各ライフステージの課題に応じたきめ細かな療育・発達支援を行います。

日常生活・集団生活への適応支援等、切れ目なく専門的な支援を行い児童の発達を支えることにより自己実現の達成を目指します。

ライフステージに応じた支援体制 <<3つの柱>>

「障がい児への継続した専門的な支援」「親・兄弟・家族への支援」「支援者への支援」



（２）施策の方針と推進事業について

障がいのある子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう、年齢や障がい特性に応じた適切な専門的支援が受けられるよう取り組みます。

特に、「保育所等訪問支援事業」により保育所等において専門的な支援を新たに行うとともに、これまでの「児童発達支援事業」や「巡回支援専門員整備事業」等と重層的に支援を行い、幼稚園・保育園・こども園、小中学校での支援体制の強化を図ります。

学齢期支援が重要であることを踏まえ、「放課後等デイサービス事業」の開設をめざし、事業者との協議を進めます。

（重点目標）

- ◎関係機関が連携して、障がい児のライフステージに応じた専門的な支援を切れ目なく継続して行います
- ◎親・兄弟を含む「家族」視点での支援の強化を図ります
- ◎支援者側への支援強化により身近な子育て支援の場や地域における支援を強化するとともに、理解促進を図ります

＜次世代後期事業計画以外の新規取組＞

- ・児童発達支援事業の充実
- ・保育所等訪問支援事業の実施
- ・放課後等デイサービス事業の開設促進
- ・ペアレント・トレーニング養成講座、ペアレント・メンター養成講座
- ・障害児相談支援事業の実施

＜次世代育成支援後期行動計画の推進事業＞

- ・支え合いによる障がい者支援
- ・生活支援の充実
- ・保健・医療の充実
- ・療育・保育・教育環境の整備
- ・雇用・就労の推進
- ・生活を支える情報提供・コミュニケーション支援
- ・生活環境の整備
- ・社会参加と自己実現のための活動機会の充実